

2013 年 5 月 22 日

加盟団体各位

全日本アーチェリー連盟
競技部長 溝井 利和
(公印省略)

公認競技会及び練習時の注意事項について

平素より本連盟事業に格別のご高配を賜りまことに有難うございます。
公認競技大会及び練習時に下記の点必ず遵守するようお願い申し上げます。
練習場の屋根付の場を公認試合の会場に使用はできませんので、加盟団体におかれましては競技会において再度確認をお願いいたします。

さて、会員の皆様には安全意識をもってアーチェリーに取り組んでいただきますよう再々をお願いをしておりますが、未だに複数のシューティングラインを用いて練習や競技会を行っている団体があるとの情報が寄せられています。行射する際必ず 1 つのシューティングラインを用いるようにこの点も、講習会等あらゆる機会を通じて再度周知、徹底を図られます様重ねてお願いいたします。

記

1. 競技規則 : 第 211 条 (行射の管理と安全) 6 項と「安全規程 アーチャーの安全マナー」第 7 章 第 1 節 試合中・練習中を問わず、シューティング上では一列に整列し行射しなければならない。

安全確保のための対策

- ・ 練習場全体の安全点検を常に行う。
- ・ シューティングラインを同じにし、統一してシューティング・矢取りを行う。
- ・ 予測される危険・事故等を想定し、防止策を共通理解して練習を行う。

2. 競技規則 : 第 202 条(競技会場の設備と施設)

アウトドアアーチェリーは、競技は開けた場所またはスタジアムで行う。

この項目は屋根のない施設を意味します。よって、標的・行射周囲や競技場全体が統一された環境を維持し設営されなければならない。

今回の屋根付き練習場を公認競技会場として使用するときは、行射 (シューティングエリア) ~ 標的 (脚的周囲) がオープン (屋根や覆いのない) 会場を準備する。そのために標的の上部が屋根にて覆われないように前進させて設置できる環境整備が必要になります。行射 (選手エリア) の上部・周囲に屋根や覆いがある場合は、行射位置を変更してフリーの環境で競技が出来るような、ゆとりのある広さを確保して練習場を設計して下さい。

以上